

700MHz帯高度道路交通システムの高度化に係る電波法施行規則等の一部改正について

1 背景

(1) 700MHz帯高度道路交通システムの概要

700MHz帯高度道路交通システムは、路車間サービスを提供する路側機(基地局)と、路車間サービス及び車車間サービスを利用する車載器(免許を要しない無線局)で構成され、平成23年に制度化。平成27年9月に国際標準化(ITU-R勧告M.2084)。また、同システムの搭載車は、平成27年10月より市販開始。

(2) 700MHz帯高度道路交通システムの高度化(路路間通信の導入)の必要性

自動走行に関する研究開発等の進展に伴い、様々な道路交通情報の適時取得に対するニーズが高まりつつある。また、路側機間通信(路路間通信)の導入による路車間サービスのさらなる高度化、ITS(高度道路交通システム)インフラの強靱化に向けた、電波利用に係る環境整備について要望が寄せられており、「電波政策2020懇談会 報告書」(平成28年7月公表)や「周波数再編アクションプラン(平成28年11月改定版)」において、700MHz帯高度道路交通システムの高度化に係る制度面での検討を行うこととされた。

(3) 700MHz帯高度道路交通システムの高度化に関する技術的条件

上記の必要性を踏まえ、平成28年10月より、情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会において、「700MHz帯高度道路交通システムの高度化に関する技術的条件」について検討を開始、平成29年3月に一部答申。

2 主な改正概要

(1) 700MHz帯高度道路交通システムの定義に路側機間通信(路路間通信)を追加

700MHz帯高度道路交通システムに路路間通信を導入するため、同システムの定義に固定局相互間で行う無線通信を追加

(2) 700MHz帯高度道路交通システムの固定局の技術基準を策定

一部答申を受けた「700MHz帯高度道路交通システムの高度化に関する技術的条件」に基づき、所要の技術基準を策定

(3) 760MHz帯の周波数割当の変更

760MHz帯を陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができるよう周波数割当計画を変更